



平成29年8月20日

「会社のPRにマークを！！」

お盆休みは如何でしたか～～

さあ～～お仕事ですよということで、会社が使ってメリットの高い厚生労働省認定のマークを集めてみました。興味を持たれた場合には、当事務所にご相談を



★「子育てサポート企業」

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、目標を達成し一定の基準を満たした企業が申請できます。

平成29年3月末時点で、2,695社が認定を受けています。

平成27年4月1日より、新たに「プラチナくるみん認定」がはじまりました。

平成29年3月末時点で、118社が認定を受けています。



★「えるぼし」

女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定の届出を行った一般事業主のうち、基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良な企業が申請できます。

認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あり、認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに使用することができます。



★「ユースエール」

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定(300人以下の企業のみ)します。

メリット①ハローワーク等で重点的PRの実施

- ②認定企業限定の就職面接会等への参加
- ③自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ④若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算
- ⑤日本政策金融公庫による低利融資
- ⑥公共調達における加点評価



★「安全衛生優良企業」

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省が認定します。

認定には、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

平成27年6月より申請の受付を開始しました。通称「ホワイトマーク認定」と言います。



★「トモニ」

「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマークです。

親や家族などの介護のために、やむを得ず仕事を辞める介護離職が増加しています。

企業が介護離職を未然に防止するため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組むことを示すシンボルマークを作成しました。



★「きらら」

企業や労使団体等がポジティブ・アクションの趣旨に賛同して活動を行う際に利用個々の企業において、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から「営業職に女性はほとんど配置されていない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じていることが多く、そのような差は、男女雇用機会均等法上の性差別を禁止した規定を遵守するだけでは解消できません。

「ポジティブ・アクション」とは、このような差の解消を目指して、女性の能力発揮を図るために、個々の企業が進める自主的かつ積極的な取組のことです。